



©宮城県・旭プロダクション



セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報紙です。

宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転してますか？

飲酒運転は凶悪な犯罪です ～しない させない 許さない～

【事故概要】

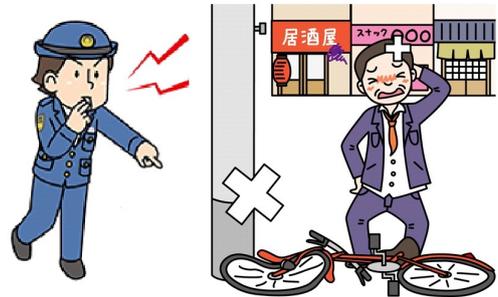
忘年会で飲酒した後、自転車を運転して帰宅途中、電柱に衝突したもの。

ドライバー語録

「自転車なら飲酒運転をしても大丈夫だと思ったのに・・・」

「えっ？法律が変わって、自転車の酒気帯び運転にも罰則ができたんですか？」

「私は逮捕されるんですか？私の名前が新聞に出てしまうんですか？今更、後悔しても遅いですよね。」



自転車も飲酒運転は絶対にダメ！二日酔い運転も！

令和6年11月に道路交通法が改正され、これまで自転車の飲酒運転については、飲酒の程度が著しい「酒酔い運転」のみに罰則が設けられていましたが、今回の改正で「酒気帯び運転」に対する罰則が追加されました（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）。

また、令和6年12月に「宮城県飲酒運転根絶に関する条例」が改正され、自動車、原動機付自転車に加え、自転車も条例の対象となりました。

「飲酒運転は絶対にしてはいけない」ということは誰もが知っていることです。

しかし、すでに「自転車の飲酒運転で逮捕」というニュースは新聞やテレビで報道されています。

「セーフティ123通信」の読者の皆さんは、勿論「飲酒運転はしない」、「したことがない」という方々ばかりだと思いますが、飲み過ぎた翌日の「自転車の二日酔い運転」にも十分注意してください。



飲酒運転はさせない！許さない！

自転車の飲酒運転も、自動車等と同様、死亡事故につながる重罪行為です。決して許される罪ではありません。飲酒運転をする理由に同情の余地はありません。自転車利用者も「お酒を一滴でも飲んだら運転しない」という強い意志を持ちましょう。

また、自転車で飲酒運転するおそれのある人への「自転車の提供」や「酒類の提供」なども、飲酒運転者と同様に罪に問われることがあります。

万が一、知り合いなどが自転車の飲酒運転をしようとしている場合は、ためらわず絶対にやめさせましょう。

皆さんも、「飲酒運転は絶対に許さない」交通社会を目指して、一人一人が飲酒運転の根絶に努めましょう。

夕暮れ時の交通事故防止運動について

運動期間 10月1日(火)から1月31日(金)まで

夕暮れ時の事故防止に「ラ・ラ・ラ運動」

- ライトオン (ドライバーは、早めのライト点灯)
- ライトアップ (歩行者は、明るい服装・反射材の活用)
- ライトケアフル (ドライバーは、前方右側からの横断歩行者に注意)

- ライトはハイビームが基本です。
対向車がある場合等は、上手にライトを切り替えましょう。
- 歩行者は、反射材やLEDライトを活用しましょう。
反射材を着用している歩行者は、着用していない歩行者よりも2倍以上先の距離で見えるといわれています。

「冬道の安全運転1・2・3運動」12月1日から2月28日まで

冬道の滑走事故を防止するために、「冬道の1・2・3運動」を実践しましょう。

「冬道の1・2・3運動」とは

安全な速度 **1**割のスピードダウン
車間距離の保持 **2**倍の車間距離
早めの出発 **3**分早めの出発

タイヤが滑る原因となる「急ブレーキ」「急ハンドル」「急加速」にも注意しましょう。

スタッドレスタイヤは早めの履き替えが◎

ノーマルタイヤでの積雪路・凍結路の走行は、重大事故につながるおそれがあります。雪が積もっていなくても、気温が低くなる時期には、タイヤが硬くなることにより、スリップしやすくなり、非常に危険です。

また、雪が降った後はタイヤ交換希望者が急増し、自動車整備店の予約が取りづらくなります。余裕を持ったタイヤ交換で、交通事故防止に努めましょう。

「年末の交通事故防止運動」12月1日から12月31日まで

～ ゆっくり走ろう 師走の みやぎ ～

12月は、日没時間が年間を通じて最も早く、交通量の増加による渋滞や心理的な慌ただしさ、飲酒機会の増加、積雪・凍結等による路面状態の悪化等、様々な要因が重なり合って、交通事故が最も多発する時期です。ゆとりを持った行動で交通事故を起こさない、遭わないようにしましょう。